

令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画



柏崎

令和 4 (2022) 年 6 月

柏 崎 市

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	担当部署																								
			柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・庶子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	地区交対協	柏崎自動車学校	長岡労基署	JR	
8	交通安全事故防止対策の推進	(1) 安全な交通環境確立の推進	・関係機関・団体と連携し、自動車安全かつ快適に通行できる交通環境を確立するため諸対策を総合的に推進します。 ・交通事故が多発する、または多発する恐れがある交差点、路線、区間等においては、信号機の新設、改良、交通規制の見直し、道路標識の高輝度化、路面標示の明確化等の推進に努めます。 ・二輪車が安全に通行できる交通環境を確保するため、駐車車両に対する指導取締りの強化、道路の不正使用物件の排除等を行い、二輪車の安全走行の確保を図ります。																								
		(2) 緊急事故防止対策の実施	交通死亡事故が発生した場合、関係機関と一体となって現場点検することによって、より具体的な交通事故防止対策(交通規制の見直し、交通安全施設の整備、道路改良や街頭指導活動、広報活動等)を図ります。																								
9	災害に備えた道路交通環境の整備	(1) 災害時の道路交通確保	災害時には、救援活動や物資輸送等を行うことが出来るように、緊急輸送道路の通行を迅速に確保します。																								
		(2) 災害時の道路安全確保のための安全設備・施設の整備	災害発生時においても安全な道路交通を確保するため、停電に備えた信号機の電源付加装置の整備や交通情報を収集提供するための道路監視カメラ、交通情報板等の整備を推進します。																								
		(3) 災害時の道路輸送の確保と的確な交通規制	・災害発生時において緊急交通路の確保が必要と認められるときは、被災地への車両流入抑制等を行い交通の混乱を防止するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく通行禁止等の交通規制を迅速、的確に実施します。 また、交通情報板等により交通規制の広報を徹底し、迂回路への誘導を図ります。																								
		(4) 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備・強化	ア 道路交通情報の収集・提供体制の強化 災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ正確に把握するため情報の収集・提供体制の強化を図り、あらゆる広報媒体を通じて道路交通や交通規制等に関する情報の提供を推進します。 イ 災害発生時の的確な情報収集・提供のための体制整備 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ正確に収集・分析・提供し、応急復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供に資するため、光ファイバーネットワークを活用した道路管理情報の共有化を推進するとともに、情報通信技術(ICT)を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。 ウ 道路管理者間の連絡体制の整備 災害時においては、通行規制を行う事前の情報共有など、道路ネットワーク全体の被災や道路状況に関する適切な情報収集・提供を行うため、国、県、市等それぞれの道路管理者等は相互の情報連絡体制を確立します。																								
10	効果的な交通規制の推進	(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制の推進	地域の交通実態を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。																								
		(2) より合理的な交通規制の推進	ア 交通実態に合った速度規制の推進 速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めます。一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進します。 イ きめ細かな駐車対策の推進 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進します。 ウ 横断実態等を踏まえた信号制御の推進 信号制御については、歩行者・自転車利用者の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等運用の改善を推進します。																								
11	境界道路の整備	(1) 子どもの遊び場等の確保	児童の健全な遊び場の確保と併せて危険な路上の遊びを防止するため、地域関係者の理解を得て子どもの遊び場施設等整備事業補助金制度等の活用を図りながら整備を進めます。																								
		(2) 冬期間における道路環境の整備	・冬の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図ります。 また、子どもや高齢者が安全に通行できるよう、冬期歩道空間の確保を図ります。																								

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	健康福祉部	都市計画課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	消防署	福祉課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	文化・生涯	高等学校	地区交対協	他他	他他	他他			
			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
1 交通安全に関する普及啓発活動の推進	(1) 交通安全運動の推進	<p>ア 各季における交通安全(交通事故防止)運動の取組 以下の各季の交通安全運動等に合わせながら、「広報かしわざき」、市のホームページ、防災行政無線、柏崎コミュニティ放送、広報車等による広報、運動実施要領の周知、交通安全日より、チラシ等の配布を積極的に進め、市民各層への積極的な参加を呼び掛けます。また、関係機関・団体等で街頭立哨を行い、通行車両に対して交通安全意識の更なる向上を図ります。 ・各季の交通安全運動等 春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、夏の交通事故防止運動、冬の交通事故防止運動、高齢者交通事故防止運動、横断歩行者を守る交通事故防止運動、交通安全家庭の日、自転車安全月間、その他(交通事故死ゼロを目指す日、交通死亡事故シャットアウト緊急対策等、交通事故の発生実態に応じた対策、コミュニティFMラジオを活用した広報)</p> <p>イ 「安全運転・チャレンジ100」への積極的な参加 県が実施するこのコンクールへの積極的な参加を呼び掛け、交通安全意識の高揚と安全運転の習慣付けを推進します。 運転免許保有者5人が1チームを編成し、9月23日から12月31日までの100日間、無事故・無違反を連携で競い合います。 目標:参加チーム330チーム</p> <p>ウ 交通安全フェア 市民の交通安全意識を更に高めるため、「交通安全標語・川柳&ポスターコンテスト」を実施します。</p> <p>エ 柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会との連携 広域的な交通安全対策を進めるため、関係機関・団体等の交通安全活動を効果的にかつ円滑に推進する柏崎警察署地区交通安全対策連絡協議会と連携し、交通安全対策の充実を図ります。</p>	〇	〇																							
	(2) 横断歩行者の安全確保	<p>・信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。 また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。</p>	〇	〇	〇																						
	(3) 自転車安全利用の促進	<p>・自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー向上のため、5月の「自転車安全月間」に、一時停止、安全確認等の場所、歩道通行時におけるルール・マナー、夜間における灯火の点灯・反射材の取り付け、さらに、幼児用ヘルメットの着用等、自転車の安全利用に関する広報啓発を強化します。 また、各地域・各学校で開催される住民や児童生徒を対象とした自転車安全教育では、交通指導員と連携し実技指導を含め、実践的な指導を行います。 ・新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行に伴い、令和4(2022)年10月1日から自転車保険の加入義務化制度が始まるため周知に努めます。</p>	〇	〇	〇																						
	(4) 自転車等駐車対策の推進	<p>・自転車利用者のマナー向上と放置自転車防止を呼び掛けると同時に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」、「柏崎市自転車等放置防止に関する条例」に基づき、JR柏崎駅周辺の放置禁止区域及び各駅駐輪場における放置自転車等の一掃と良好な都市機能の維持確保を図ります。 さらに、交通障害の排除のための啓発活動も実施します。</p>	〇								〇																
	(5) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底	<p>・各季の交通安全運動及び交通安全講習会等あらゆる機会を捉えて、正しい着用とその必要性、効果及び使用方法について啓発を図ります。 また、市民活動支援課(生活安全業務専門員)が考案し、チャイルドシートの着用徹底を目的として製作した「ベルトカッチン体操」を浸透させ、着用率の向上を図ります。</p>	〇	〇																							
	(6) 反射材の普及促進	<p>・夜間の交通事故を防止するためには、全年齢層にわたる歩行者や自転車利用者が反射材を活用して自らの視認性を高めることが必要です。 本市においても高齢者が夕暮れから夜間にかけて道路を横断中に交通事故に遭うケースが多いことから、交通安全協会等、関係機関・団体と連携し反射材用品の普及促進に取り組むほか、反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、反射材の自発的な活用促進に取り組めます。 ・具体的には、夜間における歩行者が被害に遭う交通事故を防止するため、高齢者世帯訪問、各種講習会、交通安全協会のイベント等で夜光反射材の紹介や配布をします。</p>	〇	〇	〇																						
	(7) 夕暮れ前のライトの早めの点灯	<p>・自動車運転者から歩行者・自転車が見えにくくなる夕暮れ時から夜間にかけて、歩行者・自転車・対向車などに自動車・自転車の存在を知らせるために、ライトの早めの点灯を周知します。 また、企業等での各種講習会において、特に薄暮時間帯での早めのライト点灯を引き続き呼び掛けます。 ※薄暮時間帯とは、日没時刻の前後1時間をいいます。</p>	〇	〇	〇																						

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

		担当部署																											
		柏崎警察署	地区安協	柏崎維持出張所	市民活動支援課	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・原子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	文化・生涯	高等学校	地区交対協	柏崎自動車学校	長岡基署	JR		
大項目	中項目	単年度実施計画																											
		ウ 関係団体との連携 子ども会、PTA等の社会教育団体や、青少年健全育成団体に対して、交通安全関係機関・団体と連携を図りながら、地域における実践活動を通じて交通安全思想が徹底されるよう指導します。	○	○																				○					
		エ 高齢者への交通安全指導の充実 老人クラブ活動の場や高齢者施設における交通安全教育・指導の促進を図ります。	○	○															○										
	オ 障がい者への交通安全指導の充実 障がい者に対して、障害福祉サービス事業者等の協力を得ながら、要望に応じて、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全に必要な知識の普及、啓発に努め、交通安全指導の充実を図ります。	○	○													○													

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

**Ⅱ 道路交通の分野別施策
第3章 安全運転の確保**

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	国	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	他	他	他	
			柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・庶子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	地区交対協	柏崎自動車学校
のに4 収関 集す道 とる路 提情交 供報通	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、強風、霧、地震、津波等の自然現象に対して、的確な監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に取り得るよう適時適切な予報及び注意報・警報等の災害情報を、必要に応じて広報し、事故の防止・軽減に努めます。 ・国土交通省の国道8・116号の動画画像の配信を受け、災害時の交通情報の把握に努め必要な対策に活用します。 																						

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第4章 車両の安全性の確保

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	国	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	他	他		
			柏崎警察署	地区安協	市長活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・原動力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	地区交対協	柏崎自動車学校
1 車両の 安全性の 確保	(1) 自動車アセスメント情報の提供等	・高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報を、高齢者向け交通安全教室等にて定期的に提供することにより、より安全な自動車の普及拡大を促進します。 ・チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じてより安全なチャイルドシートの普及拡大を図ります。	○	○																				
	(2) 自動車点検整備の充実	ア 自動車の検査及び点検整備の推進 自動車使用者の保守管理意識を高揚し、検査及び点検整備の促進を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会と協力し「自動車点検整備推進運動」を展開し、広報活動の推進、マイカー点検や相談所を開設し、自動車使用者による保守管理の徹底を一層強力に推進します。	○	○																				
		イ 不正改造車の排除 暴走行や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて車両の街頭点検を実施します。	○	○																				
(3) 自転車の安全性の確保	ア 安全整備体制の充実と安全意識の高揚 ・自転車の安全性を確保し、自転車事故防止を図るため、自転車利用者に対して定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成するとともに、交通安全教育及び広報活動等を通じて、TSマーク保険制度(自転車の点検整備に付帯されている保険による被害者の救済制度)の普及を図り、自転車利用者の安全意識の高揚を図ります。さらに、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を図るため、ライトの点灯の他、反射材の(後部・側面部)普及・促進を図ります。 ・特に通学で自転車利用の機会が多い中学・高校生対象の交通安全教育において、同保険制度の広報に努め今後の保険加入の普及、促進を図ります。	○	○	○																				
	イ 自転車の点検整備の推進 ・自転車商組合と連携した街頭点検を行い、自転車の適正な整備点検を周知させ、あわせて「自転車安全利用五則」の広報啓発に努めます。関係団体の協力を得て、学校や街頭等における点検指導による交通安全意識の高揚を図ります。 ・特に、児童・生徒、高齢者が利用する自転車を重点に点検整備を推進し、安全性の確保を図ります。 《自転車安全利用五則》 ① 自転車は車道が原則。歩道は例外 ② 車道では左側を走行 ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る(一時停止、信号を守る、並進走行の禁止など)。 ⑤ 子どもはヘルメットを着用	○	○	○																				

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策
第5章 道路交通秩序の維持

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	担当部署																								
			柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・庶子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	地区交協	柏崎自動車学校	他	他	他
1 交通指導取締りの強化	(1) 交通指導取締りの強化	・交通事故発生状況を分析し、事故発生路線、地域、時間帯を考慮したより効果的な交通指導取締りを展開する他、街頭活動を強化し交通事故の未然防止を推進します。	○																								
	(2) シートベルト・チャイルドシート着用の徹底	・道路におけるシートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締りを推進し、交通事故発生の際、乗員の安全を最大限確保できるようにします。年間を通じての重点である「シートベルト・チャイルドシート着用の徹底」(県の重点)として、指導取締り、広報を実施し、着用率向上と正しい着用の徹底を図ります。 また、幼児への交通教育の場の「トキちゃんクラブ」でチャイルドシートの必要性と正しい装着の仕方について周知するとともに、その後のチャイルドシート装着の検証のため、保育園等の巡回指導を行います。	○	○																							
	(3) 暴走行為防止対策の強化	・引き続き各種警察活動を通じ、市民の暴走族排除機運の醸成を図ります。	○																								
	(4) 不正改造車の排除	・暴走行為や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全確保及び公害の防止を図るため、新潟県自動車整備柏崎地域協議会等と協力して、国道8号などにおいて、車両の街頭点検を実施します。	○	○																							
2 駐車秩序の確保	(1) 総合的な駐車対策の推進	・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進します。 ・交通事故防止と道路交通の円滑を確保するため、違法駐車取締りと街頭広報による違法駐車防止を呼び掛けます。 特に、通行の障害となる路上駐車等、迷惑性の高い駐車違反の防止については、積極的に取締りを行うとともに広報等で周知徹底に努めます。	○	○	○	○					○																

【単年度計画】令和4（2022）年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策
第6章 救急・救助活動の充実

大項目	中項目	単年度実施計画	担当部署																									
			国	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	他	他	他							
			柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・庶子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	学校教育課	図書館	地区対協	柏崎自動車学校	長岡労基署	JR		
1	(1) 救急・救助体制の整備	・複雑多様化する災害に対応するため、各資機材の取扱いに習熟し、知識・技術の向上に取り組みます。 ・事故発生状況に応じて、迅速にドクターヘリを要請し、早期医療介入の体制をさらに構築します。																										
		(2) 地域住民等に対する応急手当の普及啓発活動	・救命率の向上を目指し、多くの市民に応急手当の知識や技術を身に付けてもらうため、受講者のニーズに応じた応急手当講習会を開催します。 ・応急手当普及員（指導者）の養成に取り組み、応急手当講習会の開催を促進します。 ・各種行事及びホームページ等を活用して普及啓発を行います。																									
療2	備制救の急整医 同左	・夜間、休日及び土曜日において、柏崎総合医療センター、柏崎中央病院、国立病院機構新潟病院の三病院により、二次救急対応として実施している輪番制について、運営支援、救急医療機器整備支援を実施することにより、救急医療体制を整備し、機能の充実を図っていきます。																										

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通の分野別施策

第7章 被害者支援の充実と推進

担当部署

単年度実施計画			国	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	他	他	他				
大項目	中項目	単年度実施計画	柏崎警察署	地区安協	市民活動支援課	柏崎維持出張所	地域整備部	農業振興部	健康福祉部	都市計画課	道路河川課	道路維持課	農林水産課	企画政策課	防災・庶子力課	消防署	福祉課	国保医療課	介護高齢課	子育て支援課	保育課	学校教育課	図書館	地区対協	柏崎自動車学校	長岡労基署	JR
相談業務の充実	同左	・複雑多様化する交通事故被害者等の救済や援護、損害賠償問題等の様々な相談に応じるため、市消費生活センターでの相談業務の充実を図ります。併せて、被害者等の相談窓口の選択肢が広がるよう、県交通事故相談所、(公財)日弁連交通事故相談センター等との連携を図ります。		○																							
共済の加入促進	同左	・市内に居住している方及びその家族と生計を一にしている家族で、県内外に単身赴任している方や学生の方も加入できます。見舞金の請求期間は、交通災害を受けた日から起算して1年以内であり、市民の交通事故災害について相互救済を行うため、新潟県交通災害共済の加入促進を図ります。			○																						
対策の充実	同左	・保護者が自動車等の交通事故により死亡又は障害の状態となったことにより、親権者、後見人その他の者が養育している遺児や自動車事故被害者で生活に困窮している人への支援制度の周知を図ります。 (公益財団法人新潟県交通遺児基金事業等)		○																				○			

【単年度計画】令和4(2022)年度 柏崎市交通安全実施計画

Ⅲ 踏切道の安全についての施策

担当部署

大項目	中項目	単年度実施計画	柏	地	市	国	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	他	他	
			崎	区	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
1 及び 踏切 交通 規制 の 実 施 の 整 備	(1) 踏切道の立体交差 化及び構造改良の促進	・踏切事故の防止を図るため、道路又は鉄道の 新設、改良にあたっては、鉄道と道路の平面交差を 避け立体交差を促進し、踏切事故の減少、交通の円滑 化を図ります。																				
	(2) 踏切保安設備の整 備及び交通規制の実施 等	・踏切保安装置については、踏切標識の整備、踏切修繕等の整備を図ります。 また、踏切道の実態に応じ、その幅員などを勘案しながら踏切保安設備の整備を図ります。 なお、道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施します。																				
2 及び 円滑 化等 踏切 道を 切通 した 交通 の 安 全 及 び 円滑 化等	(1) 踏切道の除雪の徹 底	・冬期間の踏切道の交通安全対策を図るため、交通量の比較的少ない踏切道の道路管理者と一体となった交通規制強化を推進するとともに交通量の多い踏切道の早期除雪体制の強化を継続します。																				
	(2) その他踏切道の交通 の安全及び円滑化等を 図るための措置	・踏切道での重大事故を未然に防ぐため交通指導取締りを実施するほか、JRと連携した広報啓発を行います。 ・踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、車両等踏切通行止時の一時停止義務違反等に対する指導・取締りを強化するとともに、冬期間の事故防止を図るため、早期除雪体制の強化、踏切融雪設備の不良箇所整備を行うなど、安全の確保に努めます。 また、踏切通行車の安全意識の向上及び、踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知を図るための措置を講じるなど安全確保に努め、広報活動を継続します。 ・踏切事故啓発活動については、新型コロナウイルスの感染状況を加味し、計画します。																				



令和4（2022）年度 柏崎市交通安全実施計画

令和4(2022)年6月

発行: 柏崎市市民生活部市民活動支援課

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL 0257-23-5111 FAX 0257-22-5904